

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	学校法人向けシンジケートローンの金融商品取引法の適用除外	
担当部署	金融庁総務企画局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線3607) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成23年11月4日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】</p> <p>銀行等が行う学校法人向けシンジケートローンを金融商品取引法の適用除外とする。具体的には、貸付けのプロのみが行うものとして、以下の要件を満たす学校法人向けシンジケートローンを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等のみが行う貸付けであること、かつ、 ・銀行等以外への譲渡が禁止されていること <p>【現状及び問題点】</p> <p>銀行等が行うシンジケートローンは基本的に金融商品取引法の規制対象外であるが、一定の学校貸付債権が金融商品取引法の規制対象(みなし有価証券)となっているため、学校法人向けシンジケートローンについても金融商品取引法の規制対象となっている。</p> <p>それにより、シンジケートローンの参加金融機関を募る業務(アレンジャー業務)が第二種金融商品取引業(登録金融機関業務)である私募の取扱業務に該当し、投資者保護を図る必要性が低い相手方(貸付けのプロである銀行等)を対象とした業務にまで金融商品取引法の規制(私募の取扱いに係る取引記録等の法定帳簿の作成等)が適用されることとなっている。当該規制は、アレンジャー業務を行う金融商品取引業者等にとって負担となっており、その結果、銀行等による円滑な資金供給に支障をきたすおそれがある。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>上記問題に対応するため、銀行等が行う学校法人向けシンジケートローンを金融商品取引法の適用除外とする必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法施行令第1条の3の4
	想定される代替案	金融商品取引法の適用除外とする要件を「銀行等のみが行う貸付けであること」のみとする。
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	学校法人向けシンジケートローンのアレンジャー業務を行う金融商品取引業者等において、参加金融機関を募る際に、その債権を銀行等以外へ譲渡禁止とすることを内容とする契約を締結しなければならないという費用が発生する。 一方、当該金融商品取引業者等において、一定の学校法人向けシンジケートローンに係る法定帳簿の作成等に係る費用が大幅に減少する。	学校法人向けシンジケートローンのアレンジャー業務を行う金融商品取引業者等において、一定の学校法人向けシンジケートローンに係る法定帳簿の作成等に係る費用が大幅に減少する。
(行政費用)	特段の費用は発生しない。	特段の費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	特段の費用は発生しない。	貸付けのプロである銀行等以外の一般投資家にも譲渡されることが可能となり、リスク管理能力が十分に備わっていない一般投資家の保護が著しく損なわれるといった社会的費用が発生するおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	アレンジャー業務を行う金融商品取引業者等において、一定の学校法人向けシンジケートローンに係る法定帳簿の作成等が不要となり、負担がなくなる結果、銀行等による資金供給の円滑化が促進されるという便益が発生する。	本案と同程度の便益が発生する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析</p> <p>本案については、今般の改正により、債権譲渡を制限する契約を締結することに係る遵守費用が発生するものの、法定帳簿の作成等に係る遵守費用が大幅に減少することから、結果として遵守費用は大幅に減少する。 一方、アレンジャー業務を行う金融商品取引業者等にとって負担がなくなる結果、銀行等による資金供給の円滑化が促進されるという便益が発生する。 したがって、本案による改正は適当といえる。</p> <p>(2)代替案との比較</p> <p>代替案については、本案と比較して遵守費用がより減少するが、実務上、その差は軽微である。 一方、代替案では、一般投資家への債権譲渡が禁止されていないことから、一般投資家の保護が著しく損なわれ、本案に比べて多大な社会的費用が発生するおそれがある。 これらを総合的に勘案すると、本案の方が適当と考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、投資者の保護を確保する観点から必要があると認められるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		